

「原発は、電力自由化（発送電分離）の下で維持できるか」

八田達夫

第一部 原発事故賠償の財源は、料金引き上げか発電所の売却益か

I 原発事故の責任

1. 国 — 原子力政策におけるガバナンスの欠如、
例：①使用済燃料の引取りせず、②不透明な費用と便益
2. 一つの電力会社としての責任
①もともと国が行う予定だった原発を電力会社がやらせて欲しいと主張した。
②その後も原発を選択しない自由を持つ民間企業である東電は、リスク覚悟で原発を選択した。
③□ 資金力と政治力によって国の原子力政策をコントロールしてきた。
3. 東電の具体的責任
① 地震による動力送電塔の崩壊と原子炉の配管破損の可能性（
② 中規模津波であった場合でも冠水は免れなかった。
③ 事後的な情報開示の不適切性

II 放射能汚染の損害賠償財源

1. 電力需要家の負担の限度。
2. 放射能汚染賠償金支払いは東電株主と債権者の有限責任。
3. 不足分は政府の無限責任。
4. 電力需要家には2つの理由で負担させるべきではない。
①ガス・石炭の過剰消費を促す。
②他の電力会社の事故防止インセンティブを失わせる。
5. 政府負担の最小化のためには、国際入札による発電所の売却が必要
6. 資産売却は自動的に発送電分離をもたらす

第二部 電力自由化

Ⅲ 電力自由化とはなにか

1. 独占企業としての送電会社の存続

- ① 給電指令
- ② 送電網の管理・建設、送電ロス補填

2. 発電所間の競争の場としての三市場の補完関係

- ① 「相対取引」 変動量契約ではない確定量契約に基づく
- ② 「前日取引市場 Spot Market」 相対取引で購入した電力を売り戻せる
- ③ 「Real Time 市場」 前日計画を前提とする

Ⅳ 電力自由化のメリット

1. 料金の低下

2. 停電の防止

- ① 前日に予想される要因による計画停電は起きない（前日計画と前日市場への売り戻しによる。）
- ② 当日発生の原因による停電も少なくなる（Real Time 市場における売り戻しによる。）
- ③ 送電線原因の停電の減少。（ペナルティの導入。）

3. 省エネの技術革新の促進。（特にスマートメーターを奨励する。）

4. 電源分散化と温暖化対策（地点別の引き出し・注入送電料金制の採用による。）

Ⅴ 発送電分離と電力自由化の関係

発送電分離は、発電の地域独占を消滅させ、政治的腐敗を少なくする。それによって以下が起こる。

- ① 送電料金の合理化
- ② 包括的な原発費用の開示

これは、発電における新規参入を促し、自由化の機能を十分に発揮させる。

第三部 地震国・技術立国日本における原発の費用と便益

VI 原発は電力会社の地域独占を維持するためには不可欠

原発利権は自らの存在を担保するためには原発は“安く”なければならなかった。そのために、使用済燃料に関する「ストーリー」をつくった。一方、電力会社も、地域独占維持のための手段として“安い”原発電力を必要とした。このために、電力会社は、地域独占によって支えられた政治力と、規制料金を原資とした資金力によって、政官学メディア労組を黙らせ、原発利権がつくった「ストーリー」を世間に受け入れさせてきた。

一方、電力の完全自由化は、原発費用の完全開示を強制する。したがって、電力会社と原発利権の連合は、自由化を受け入れるつもりはない。

VII 原発の費用と便益

A 便益

1. エネルギーセキュリティ
2. 地球温暖化対策
 - ① 外国で貢献を
 - ② 環境税・排出権取引を—個別業界補助はよせ(政治力が弱いところは抜ける)
 - ③ 地点送電料金制を

B 費用

1. 使用済燃料処分費用
2. 賠償保険費用
3. 注意点
 - ① 続ける原発と、止める原発:保険の評価機能の活用を
 - ② ただし「保険をかければ済む」というものではない、原発は保険対象として特殊

第四部 結論

1. 国際入札による東電の発電所売却は、賠償費用の政府負担最小化のために不可欠。
2. これにより、送電会社である新東電が生まれる。東電地域は、必然的に発送電分離。
3. 他地域の電力会社は直ちに発送電分離する必要はない。しかし、安定供給と電源分散化のために自由化の促進は必要。(具体的には、「確定数量契約」「前日計画」「Real Time 場」の導入、ならびに「地点送電料金制」「送電ロスの取引所からの調達」などの採用。)
4. 温暖化対策は、外国への効率化投資と環境税で。
5. 国は使用済み原発燃料の処分費用と具体的処分プロセスの提示を。
6. 他地域の電力会社は、原発の政府買い取りと引き替えに、発送電分離を選択。